

規 則

埼玉県ふぐの取扱い等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年八月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第六十二号

埼玉県ふぐの取扱い等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

埼玉県ふぐの取扱い等に関する条例施行規則(平成十五年埼玉県規則第八十三号)の一部を次のように改正する。

第三条中「滋賀県知事」の下に「、徳島県知事」を加え、同条第一号中「第三条第一項」を「第三条」に改める。

第十三条中「第十六条第一項」を「第十六条第二項」に、「営業者の地位を承継しよう」を「認定書の交付を申請しよう」に改め、「書類及び」の下に「地位の承継前の営業者が交付を受けた」を加え、「、遅滞なく」を削る。

第二十一条第一号中「。以下「省令」という」を削る。

第二十二条中「省令第三十五条第二項」を「食品衛生法に基づく都道府県等食品衛生監視指導計画等に関する命令(平成二十一年内閣府・厚生労働省令第七号)第三条第二項」に改める。

様式第一号中「密」を「密」に改め、同様式の1(2)及び添付書類2中「密」の次に「、密」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。